

センタージャーナル

〒460-0016
名古屋市中区橋二丁目8番55号
TEL (052) 323-3686
FAX (052) 332-0900

■発行人／荒山 淳

■発行所／真宗大谷派名古屋教区教化センター



聖典研修 (2・3面、6・7面) にて語られる一楽真氏 (左) と東館紹見氏 (右)
(写真の無断転用はご遠慮ください)

立つ！
いのちの大地に
聞く！
いのちの叫びを

真実の学びから、
今を生きる「人間」としての
責任を明らかにし、
ともにその使命を生きる者となる。

もくじ

- ・ 聖典研修 第12回
親鸞聖人の御生涯に聞く 2・3
帰洛と執筆活動【最終講】
- ・ 現代社会と真宗教化
カルト問題から見える現代 4・5
- ・ 聖典研修 第1回
『教行信証』撰述の願い 6・7
宗祖が求めた「真実」の内容
- ・ INFORMATION 8

◆イラストカット集(※寺報などにご利用ください)

伝燈の念仏

今号には、二年に亘り聖典研修講師を勤めて戴いた東館紹見師の「親鸞聖人の御生涯に聞く」最終講、そして今年度から講師を勤めて戴く一楽真師の「『教行信証』撰述の願い」初講の抄録を掲載させて戴いた。歴史書等から新たに発見される真宗史学と、「竊かに」著し始められる真宗教学の双方から学ぶことよって、今まで平面的に捉えてきた教えが立体構造をもって私に迫ってくる。

私自身、宗祖の御生涯に四十余年の間、学んできた。それは出遇った一人を敬い、誰一人として排除しようとして、その生き方の礎となったのは、「宗祖の出自が身分の低い貴族であり、悲しみや苦しみに耐えながら、その日一日を生きぬくことに精一杯であったからである」と、私自身が昔に学んだテキストの内容から思い込み、それを根拠として長い間、多くの場で物知り顔で語ってきた。

しかし、東館師から教わった二年間は、私にとって痛棒を戴く衝撃の二年間でもあった。新たな歴史発見を史料文献から講義される師は、宗祖の出自を「身分の低い貴族」と信じて疑わなかった私に、

聖人の出自である日野家について「身分の低い貧しい貴族だった」と言われることもあります、この

見解にはやや疑問が残ります。(中略) 親鸞聖人の家は、明確に貴族であり、その中でもいわゆる世俗的な身分は決して低いものであったとはいえません。ですから、その生活が貧しく厳しいものだったと即断することはできないと思います。

(「センタージャーナル No.105」)

と教えて下さった。

自らが知ったことを握りしめて得意になっっている生き方を愚痴(おぼ)めという。そして、自らは智慧があると以い、そのことを知る由もない。そのような私の誤謬(ごぼ)を教え、真実を知らぬ「虚仮不実(ごびやう)のわが身」であることを知らしめてくる用(もち)きこそ、教えに学び続けることであつたのだ。真実を知らされることよって、学び続けることの大事さを教わったのである。

奇しくも二〇二三年、宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃法要が厳修される。知つたつもりになつている、この身の問題を引つさげてこれからの一楽師の講義「『教行信証』撰述の願い」に学んでいかねばなるまい。不法懈怠の身を立ち上げらせ、むねを開かせ闇を照らす燈火こそ伝燈の念仏、すなわち「南無阿弥陀仏一人と生まれたことの意味をたずねていこう」ではあるまいか。

(主幹 荒山 淳)

聖典研修

2019年5月27日

親鸞聖人の御生涯に聞く

第十二回 帰洛と執筆活動【最終講】

講師 東館 紹見氏 (大谷大学教授)



晩年の教化活動

親鸞聖人は六十歳を過ぎた頃、約二十年間を過ごした関東を離れ、京都に帰られます。この帰洛の時期に関する手がかりが『口伝鈔』にあります。そこには聖人の一切経の校合への関わりが記されており、その記事に九歳の北条時頼（開寿殿）が出てきます（『聖典』六五七頁）。これから計算しますと、少なくとも六十三歳（一二三五年）の頃までは関東におられた可能性が考えられます。

越後での約七年、そして関東での約二十年、いずれも人と出あうことの難しさ、難しさゆえの大切さを噛みしめられた、大事な時期であったと思います。そうした中、聖人は自らを本願念仏の道へと導いてくださった法然上人を忘れません。そして、上人を含めた様々な人に対する報恩謝徳の念が、聖人を様々な著述の執筆へと向かわせたのだと考えます。

これらの作業は関東でもできたでしょうが、やはり、京都で最新のテキストを確認する必要があるのではないのでしょうか。それは学問的探究心というより、仏説として教えを確かに伝えんとする者の責任感であろうと思います。教えを確かめ、著作を完成させ、皆に伝える。それが公開された仏道の、その道を歩ませて

いただいた聖人ご自身の責任の果たし方であったのだと思います。

京都における聖人の居住地ですが、『御伝鈔』にも出てきますように、「五条西洞院」（『聖典』七三四頁）で生活されたようです。そして、八十歳を超えた晩年、その住まいが火事にあわれ、そこから直線距離にして一・五キロメートルほど離れた現在の京都御池中学校あたり「押小路の南、万里小路の東」に移られます。そこは善法院（善法坊）と呼ばれる、親鸞聖人の実弟・尋有の住まいでした。この方は比叡山に所属する、僧都という決して低い地位の僧侶であり、ある程度責任のある役職に就いていた可能性があります。聖人は亡くなるまで、この尋有の里坊（山外にある役宅のような施設）で過ごされたと思われる。

親鸞聖人は、この晩年において多くの著述を残していけません。例えば、聖人が若い頃に法然上人のもとで学ばれたことが中心になっている『愚禿鈔』ですが、これを最終的に書き上げたのは聖人八十三歳の八月二十七日であると記されています。『愚禿鈔』の自筆本は発見されていませんが、この日付から、聖人が最晩年に著述を確認していたことは窺えるのです。その他、「和讃」や「仮名聖教」と呼ばれる一連の著述に記された日付を考慮

しても、晩年の約三十年が無ければ、私たちが聖人の著述の多くを手取ることはできなかったのです。

また、『教行信証』は聖人五十二歳（一二二四年＝関東時代）の時に撰述されたという説が有力であったこともあり、近代ではこの年を一つの基準に「立教開宗〇百年」と言われてきました。その年代の頃に『教行信証』が書き始められたと見て問題はないと思いますが、現在ではその校訂が生涯にわたって続けられたことが定説になっています。聖人の筆跡について造詣が深い重見一行先生の研究によれば、坂東本（＝聖人自筆の『教行信証』）には聖人の五十八歳頃から八十六歳頃までの筆跡が認められるそうです。

その他、『真宗聖典』に収録されている多くの消息類や、自身が書写した聖教、名号本尊などを門弟に送る一方、『歎異抄』第二章（『聖典』六二六頁）などからも窺えるように、門弟たちは実際に聖人のもとを訪ねるなどしていました。このように、晩年においても聖人は活発に自信教人信の教化活動をなされていたのです。

聖人が対峙した二つの問題

残された消息を見ていきますと、親鸞聖人は東国の門弟たちとのやり取りを通じて、様々な問題に懇切に向き合い、改めて皆と確かめ合っていることが窺えます。その問題の一つに、世俗権力との対立（＝外側からの問題）があり、これは「承元の法難」から一貫した事柄であると言えます。

世俗的な価値観や序列を絶対化する権

力者にとつて、阿弥陀の本願を依り処として「平等的機根観」に立ち、「悪」や「ケガレ」とされる行いを忌避せず、神仏に現世的利益を頼まないばかりか、その崇りをも恐れない念仏者の姿勢は許容できないものでした。権力者は多くの場合、人間の優劣を生じさせる差別を操作し、目に見えない崇りを説くことなどにより、人々の支配を達成していたと考えられます。つまり、念仏は領主や地頭などの権力者が重んずる秩序（支配体制）を乱すものとして、批判され、時には弾圧されてきたのです。

この事柄について、聖人はお手紙に、
念仏のあいだのことによりて、とこそせきようにうけたまわりそうろう。
かえすがえすころぐるしくそうろう。
う。

（点ルビ加筆、『聖典』五七六頁）と記しています。「とこそせき」とは、「そこにいられないような状況になる」ということです。念仏を大事にすることによって世俗の秩序と対立を生じ、その土地で生活を続けることが難しくなった状況が窺えます。そのような中、聖人は、念仏を妨げる領家・地頭などにもあわれみの心を持って念仏申すべきである（『聖典』五七二頁）と言われます。また、
念仏もうさんひとびと、わが御身の料は、おぼしめさずとも、朝家の御ため国民のために、念仏をもうしあわせたまひそうらわば、めでとうそうろうべし。

（『聖典』五六八頁～五六九頁）と、自らの心の闇を照らす念仏に出あう

ところに開かれる、具体的な社会でのあるべき交わりを願って念仏申すことが大切であるとも言われています。本当に切実な状況の中、自他共に念仏の功德に出あつていきましよう、そのこと一つで参りましようと言われたいです。ここで聖人が言われる「朝家の御ため」という言葉は、国家権力におもねり、追従することを意味するものでは決してありません。

そして聖人が対峙したもう一つの問題が、様々な「異義」、つまり念仏に関する誤った受け止めの横行（内側からの問題）です。この「異義」とは、念仏の教えに我が思いが入り混じり、自分勝手な受け止めになって救いが救いにならないということ。上の立場の者が人を裁くという意味ではなく、自らを省みて、自他共にどうであるかということを確認していく時に本来は用いられた言葉です。

では、具体的にどのような異義があるのか。一つは「一念多念」、つまり「念仏は一回称えればいいのか、たくさん称えた方がいいのか」と、その回数の問題にした論争です。それに対して聖人は、「念仏を自分の手柄にしようと思つているから、そういうことになるのだ」と著述やお手紙で言われます。それから「造悪無碍」、つまり「念仏を称えれば、悪いことをしても恐れる必要は無い」という考え方です。聖人は「どうしようもない私たちのためにいただいた薬があるからといって、積極的に毒を飲む必要はない」と言われます。

そして、親鸞聖人の長男にあたると思

われる善鸞の事件です。関東で起こつてきた異義を鎮めるため、聖人は皆と一緒歩んで欲しいと思ひ善鸞を遣わしました。ところが善鸞は、第十八願を萎める花に譬えるなどの異義を立てて門弟たちを惑わし、混乱を広げてしまったとされます。最終的に聖人は善鸞を義絶されました。しかし、聖人はこの件についてお手紙で「信心にとつては大事なことで、逆縁として大切にいただいていくべきだ」とおっしゃいます。困つたこと、自分のものさしに合わないこととして終わるのではなく、私たちの信心が確かめられる事柄だと受け止めていかれるのです。

どのような場面にあつても、我執は私たちの眼を覆い続けます。仏教や念仏をも、自分の都合で利用してしまうのです。しかし言うまでもなく本来は逆であり、そういう我執を照らしてくださいののが念仏の教えなのです。

親鸞聖人は以上のような大変な問題と対峙されながら、それらを逆縁として自身の在り方を確かめ、念仏を称えていかれました。そして、困難な状況に生きる多くの人々にも一貫して、そのように念仏をいただきながら大切にしていこうよう勧められるのです。

弥陀の本願信ずべし

親鸞聖人は、どのような場においても、我が身を照らすものとして念仏をいただいていかれます。聖人八十五歳（一二五七年）の時の夢のお告げをご覧ください。

康元二歳丁巳二月九日夜

寅時夢告云

弥陀の本願信ずべし

本願信ずるひとはみな撰取不捨の利益にて無上覚をばさとするなり

〔聖典〕五〇〇頁

同行が捕まり、拷問を受け、いよいよ「承元の法難」が始まるのが、この夢告のちようど五十年前の二月九日のことでした。藤原定家は『明月記』にその日の状況を、「一向専修の沙汰、搦め取られ拷問されると云々。筆端の及ぶところに非ず」と短く記しています。長々と書かれていないからこそ、かえつて非常に緊迫した厳しい状況であつたことが窺われるように思われます。『教行信証』『後序』にも書かれてるように、これは聖人にとつて忘れることなどできない出来事ですが、その五十年後に改めて夢のお告げで、「皆共に必ず阿弥陀さまのお覚りをいただいて歩む者になることができる」といただいておられるのです。

思い起こされるのが、聖人の最後の御制作、八十六歳の時に校訂なさつた「正像末和讃」末尾の「恩徳讃」です。

如来大悲の恩徳は

身を粉にしても報ずべし

師主知識の恩徳も

ほねをくだきても謝すべし

〔聖典〕五〇五頁

この和讃は右のような背景や思いの中で書かれたものであると、私自身、改めていただいていきたいと思つたのです。

この夢のお告げに関連してご覧いただきたいのが、聖人八十八歳（一二六〇年）最後のお手紙の一つであります『末燈鈔』

第六通です。その中で聖人は、五十年程前の吉水時代にあつた出来事を思い出しながら、

故法然聖人は、「浄土宗のひとは愚者になりて往生す」と候いしことを、たしかにうけたまわり候いしうえに、（中略）いまにいたるまでおもいあわせられ候うなり。

〔聖典〕六〇三頁

とおっしゃっています。「阿弥陀の本願は、念仏は、自分が愚者（悪人）であるという自覚をいただいたうえに開かれてくる」ということを繰り返しておっしゃいます。そして、自身がいただいた教えを、今も違うことなく鮮やかに覚えていられると言われているのです。

吉水時代を共に過ごした師や仲間、ほとんど亡くなつていられると思われまふ。しかし、それは昔のこととして過ぎ去つたわけではありません。聖人が、皆と共に歩んでおられた法然上人の姿をずっと憶念されていたことが、亡くなる二年前に書かれたお手紙から窺われるのです。

親鸞聖人はその御生涯において、様々な出あいを通じて阿弥陀如来の本願に出あい、そのことの大切さを多くの人々と一緒に確かめ続けてこられました。言うなれば、「阿弥陀如来の勅命に帰した御生涯」であつたと思ひます。御誕生八百五十年を迎えようとする今、そうした親鸞聖人の御生涯を、私自身はどのようにいただいていこうとしているのか、改めて聖人、そして先達から問われているのだと思ひます。

現代社会と宗教の真実

カルト問題から見える現代

日本基督教団 白河教会 牧師
日本脱カルト協会 (JSCPPR) 理事
小諸いづみ会いのちの家 LEETS 顧問
LEETS 仙台 顧問

竹迫之氏
たけさこ いたる



さる五月九日、カルト問題学習会（教区教化委員会都市教化部門主催）が開催され、かつてカルト教団に所属し、現在は日本基督教団の牧師として脱会者支援の活動に取り組んでいる竹迫氏が講演された。

近年、多様化しているカルトの再定義を模索する氏の言葉は、「私たち一人ひとり、いつの間にかカルト化してはいないか」と問いかけている。同朋社会の顕現を標榜する私たちに投げかけられた課題を共有したく、本号に抄録を掲載します。

カルト＝宗教？

「カルト」という言葉は「culture」の語源にもなっており、元来、人間の営みに深く関わる宗教全般を指す言葉でした。しかし一九七〇年代、アメリカで宗教団体が起こす事件が相次いで発生したことをきっかけに、それまで少数の宗教集団を指していたカルトという言葉は「反社会的な活動をする宗教団体」という定義で浸透していきました。

現在「カルトに気をつけましょう」と啓発すると、多くの方は「髭モジャのおじさんが宙に浮かぶような宗教に入らなきゃいいんでしょ？」程度の認識です。しかしカルト問題はそのような単純なものではないのです。

元カルトメンバーだったステイブン・ハッサンが現代のカルトについて、宗教タイプ、商業タイプ、心理・教育タイプ、政治タイプという四つの類型化を試みるように、宗教性だけに警戒すること

には落とし穴があるのです。またオウム真理教がそうであったように、多くの場合、先述の四つの類型が多重化しています。これらの団体に共通している点は、被害者の人間関係を破壊したり、被害者自身が「騙されている」という自覚を持たないままに加害者に転じてしまい、被害を拡大していくという構造です。

つまり現在では、一般に「反社会的な活動をする宗教団体」と理解されているカルトの概念は耐用限界を越えており、定義し直す必要があるのです。一見礼儀正しく、反社会性を表に出さない団体や、どんな献金を吸い上げていく団体もあります。しかし被害者が自発的な行為だといえ、それ以上追求できません。また多数の民意や世論を「社会的」と捉えるならば、例えば国家が丸となって戦争に向かっている中で一人「戦争反対」と叫べば、反社会的と見做されてしまいます。宗教団体であることを隠して接近してくる団体もありますし、ネットワー

クビジネスや自己啓発セミナーなど、宗教に括れない団体もカルトの範疇なのです。また団体というほど大きくない小規模グループもたくさん出てくるようになりまし。さらに、赤の他人同士を養子縁組させ、生命保険をかけて次々に殺害するといった事件もカルト事象といえると思います。

カルトとは？

このようなカルト問題の現状に鑑み、私はカルトを「全体主義的な人格変容を組織的かつ恒常的に誘導する運動体」と定義したいと考えています。

全体主義とは、全体の利益が個の権利よりも優先されるという自己犠牲的価値観です。アレクサンドル・デュマの『三銃士』には「One for all, All for one.（一人はみんなのために、みんなは一人のために）」という合言葉が書かれています。全体主義とは「みんなは一人のために」がすっぽり抜け落ちて、「一人はみんなのために」だけを強要する思想です。カルト集団は特定の教祖を崇めると思われがちですが、この全体主義という視点でいえば、教祖が存在しなくてもカルトは成立しうるのです。

日本はたつた七十年ほど前に、特攻隊を賛美し、全体に抗う人たちを非国民として排除しました。現代においても、様々な面でそのような空気が再び色濃くなってきた危惧を抱きます。

例えばDV（ドメスティック・バイオレンス）の被害に遭っている人の多くは、「私さえ我慢すればあの人は機嫌をなおし、家族一緒に生きていける」という形

で、過剰に被害を隠そうとします。これは自己犠牲といえ、美しく聞こえますが、全体主義的な発想の被害者だと思えます。そういった全体主義的な発想を善とする人格を、組織的かつ恒常的に作り上げるべく誘導する運動体がカルトです。マインドコントロールによって全体主義の価値観で染め上げ、「個であること」を放棄させるのです。

個を放棄した姿は、何百万人ものユダヤ人をアウシュヴィッツなどの強制収容所へと送ったナチスの幹部、アドルフ・アイヒマンの主張に象徴されます。彼は裁判で「私はユダヤ人に憎しみなんて持ったことはない。ただそれが私の仕事だったから書類にサインしただけだ」と語りました。このように、自ら考えることを放棄させ、全体主義的思想へと誘導するのがカルトと定義されます。

「個であること」とは

「個であること」ということは、近代主義ということなのです。これはキリスト教的視点からの捉え方ですが、マルティン・ルターの宗教改革（一五一七年）を経て、およそ十七世紀頃から西洋において近代主義が始まります。

中世のヨーロッパではラテン語の聖書しか許可されておらず、判読できない大多数の民衆にとって、聖書は閉ざされた本でした。それをいいことにキリスト教会は「免罪符を買えば買うほど贖罪され、天国に行けますよ」という元祖霊感商法を始めたのです。しかし、聖書の内容を理解できない人たちを手玉にとって金を稼ぐという教会のあり方に反発した聖職

者たちが現れました。その第一人者がルターでした。

ルターは活版印刷の技術発展の波に乗り、聖書のドイツ語訳を作りました。つまり情報公開です。それによって教会から重税と免罪符購買を課せられていた貴族たちに、教会の嘘が露見したのです。

その後、各地で自国語での聖書翻訳が盛んに行われて一般民衆にまで普及し、それまで集会でラテン語の朗読を聞くだけだった神との対話が、部屋で一人で向き合う形へと変容し、近代主義的個の確立が発展していくことになりました。ルターの宗教改革以降、近代主義が浸透しアツプデートされていく中で、あらゆる個人は神の前では平等であり、民衆一人ひとりの意見が尊重される民主主義が生まれ、それは現在、人類の共通理解となつてい

身近に潜むカルト

フランスではすでに、マインドコントロール防止法と呼ばれる法律があります。

- ※1 カルト構成要件の10項目
 (『アラン・ジュスト報告書』)
1. 精神の不安定化
 2. 法外な金銭的要求
 3. 住み慣れた生活環境からの断絶
 4. 肉体的保全の損傷
 5. 子どもの困り込み
 6. 反社会的な言説
 7. 公秩序の攪乱
 8. 裁判沙汰の多さ
 9. 従来の経済回路からの逸脱
 10. 公権力への浸透の試み

個人が何らかの状態で適切な知識を得る機会を奪われたり、身体的・精神的疲弊につけ込んで誘導することを非合法化しているのです。その創案者は、「私たちはこの法律を作るまで四世紀かかりました」とおっしゃいました。つまりフランス革命を起点に四百年間、多くの血を流しながら「個とは何か」「人権とは何か」ということを模索して、やっとたどり着いた一つの実りがマインドコントロール防止法なのです。

この法制化の礎になったのが、十項目にわたってカルトの構成要件がまとめられた『アラン・ジュスト報告書』※1です。この十項目は、一つでも該当すればカルトだという基準です。この要件では、個を蔑ろにする動きや集団をカルトと定義しており、これによって私たちは極端に目立つ団体だけをカルトと認識していることに気が付かされます。実はカルトとそうではないものは地続きであり、私たちの身近にたくさん存在しているのです。私が取り組んでいる「脱カルト」とは、人間が人間であることを回復する活動です。それは全体主義がもたらす抑圧から個人を開放し、個として生きることの辛さを支えあつていくことです。これは、いわゆるカルト問題に限定されない普遍性をもった課題です。

例えば「アサーティブ・ジャパン」という団体は、様々なハラスメントに対して「十二の権利」※2を挙げて、互いに個人の権利を尊重しあう社会を目指す運動をしています。この「十二の権利」は、かつて私が所属していたカルト団体では一つも認められなかった権利です。このよ

うな個を放棄させていくカルト的思想や動きが、現代の私たちの身の周りに溢れているという危機感を感じます。

多様性を認めあう社会をめざして

現代はさらに近代主義が進化して、ポストモダンの時代といわれています。近代主義では「人間はみな平等である」という全ての個人に共通する真理を見出しましたが、その真理へのアプローチはキリスト教だけではなかったということに気が付かされたのです。

キリスト教文化圏では「私の文明は、最高峰のキリスト教という宗教を持ち、真

※2 アサーティブ (あらゆる個が互いに尊重し、認めあう) であるための12の権利

1. 私には、日常的な役割にとらわれることなく、ひとりの人間として、自分のための優先順位を決める権利がある。
2. 私には、能力のある対等な人間として、敬意をもってあつかわれる権利がある。
3. 私には、自分の感情を認め、それを表現する権利がある。
4. 私には、自分の意見と価値観を表明する権利がある。
5. 私には、自分のために「イエス」「ノー」を決めて言う権利がある。
6. 私には、まちがう権利がある。
7. 私には、考えを変える権利がある。
8. 私には、「よくわかりません」と言う権利がある。
9. 私には、ほしいものやしたいことを求める権利がある。
10. 私には、人の悩みの種を自分の責任にせず、人と接する権利がある。
11. 私には、周りの人からの評価を気にせず、人と接する権利がある。
12. 私には、アサーティブではない自分を選択する権利がある。

理を知っている。だから未開の地域に、新しい文明と人類の叡智を授けるのだ」という立場から、各地に次々と宣教師を送って植民地支配をし、そこに暮らしてきた異文化の人々を奴隷化していききました。その結果、世界は幸福になるどころか、植民地の利権をめぐる第一次世界大戦を起し、キリスト教徒同士で殺しあうという経験をしたのです。そして第二次世界大戦において、ホロコーストをはじめとする異なる立場の人々を排除してきた経験を経て、キリスト教の他にも尊重すべき優れた文明や宗教があることにより、真理を見ている自分たちは完全ではなく、実は異なった視点や文化を通して真理を追究する立場もあつたのだという確信を得たのです。

そのような歴史を経てたどり着いたのが、各々が見えている範囲の各々の真理を持ち寄り、互いの考えを尊重しあつてより高次元の真理を探究していくという価値多元主義(ポストモダン)です。それを現代社会の中でどのように実践していくのが、宗派を超えた宗教的な課題なのだろうと思います。(了)

* * *

●二〇二〇年二月二十一日(金)午後四時、教務所議事堂において開催される「カルト問題学習会」(教区教化委員会主催)で、竹迫先生にご講演いただきます。ぜひご聴講ください。

聖典研修

2019年7月22日

『教行信証』撰述の願い

第一回

宗祖が求めた「真実」の内容

講師 一楽真氏（大谷大学教授）



宗祖親鸞聖人御誕生八五〇年・立教開宗八〇〇年慶讃法要をお迎えするにあたり、今年度より、『教行信証』撰述の願い』をテーマとした聖典研修が開催されることになった。

なぜ宗祖は『教行信証』を書かれたのか。そこに何を願われたのか。今号より、講義で提示された課題の一部を抄録化し、随時紹介していきたい。

比叡山に留まった理由

『教行信証』を拝読しますと、誰の上にも成り立つ仏教として浄土の教えを立てねばならなかった、親鸞聖人のお心が窺えます。このことに留意すれば、「聖道門」「浄土門」という仏教の区分も、教えを横並びにして宗派を立てていくために説かれたものでないことは明らかです。

聖人はご自身が出遇われた、誰の上にも成り立つ生きた仏教、すなわち我々が本当に依り処とすべきものを「浄土真宗」という言葉で表しておられるのです。ただ、そのことと簡単にし出遇っていかれたわけではないことは、聖人の御生涯から窺えます。

ご存知のように、親鸞聖人は九歳から二十九歳まで、比叡山で修行をしておられます。そこで学んだ仏教は、煩惱を断つて智慧を獲得していくという歩みが基本であり、その時に説かれる「浄土」は、その修行を成就するために開かれた場所

であると受け止められてきました。ですから、その当時の聖人においても、浄土に生まれるというところに仏道の完成があるとは考えておられなかったと思います。

この頃の聖人の思想を記したものはありませんが、二十九歳まで法然上人のもとへ行かなかったということは、比叡山で説かれる仏道を究めたいという思いがあった何よりの証拠だと思っております。

このことを考えていく際に重要な事柄として、法然上人五十四歳、親鸞聖人十四歳の時、比叡山京都側の麓、大原の勝林院において行われた、いわゆる「大原問答」があります。これは、聖道門仏教の並居る学者たちが、法然上人の説かれる念仏の義を問うために開かれた場でありました。その記録を見ていきますと、聖道門の学者たちが、「念仏一つで助かる」というのは簡単すぎるのではないかと「それを許したら、仏教の修行が崩壊してしまうのではないか」ということを問題にし

ていることが分かります。

それに対して法然上人は、「決してあなた方がやっていることを軽んずるつもりはない」と丁寧にお答えになり、そして「愚かな私にも成り立つ仏道というのが、念仏申して歩む、阿弥陀によって助けられていく道だ」ということを言われるわけです。

当時、このような問答が比叡山の麓で行われていながら、親鸞聖人が法然上人の説かれる念仏を全く知らなかったとは考えにくいことです。法然上人のことも、当然ご存知であったことでしょう。

ですから、親鸞聖人が山を出た理由が「比叡山での修行が辛くて、容易く救われる道を探していた」ということであるならば、もっと早く山を出ていたはずですが、しかし二十九歳まで頑張られたということは、聖人は徹底して、智慧を獲得するために修行していく道に立っておられたのだと思えます。そのギリギリのところは二十九歳なのです。

明日が見えない

親鸞聖人ご自身は比叡山時代のことを書き残しておられませんが、『恵信尼消息』によって、その当時の聖人の状況は伝えられています。

この文ぞ、殿の比叡の山に堂僧つとめておわしましけるが、山を出でて、六角堂に百日こもらせ給いて、後世の事のり申させ給いける九十五日のあか月の、御示現の文なり。御覧

候えとて、書きしるして参らせ候う。

（『聖典』六一―八頁）

聖人が比叡山で勤めていた「堂僧」とは、学問を生業としていた「学生」と、建物の管理や境内の維持を役目とする「堂衆」との中間的な存在であり、常行三昧堂などのお堂に籠って修行する者であったというのが現在の定説です。そのことから、聖人は智慧を獲得するために三昧の行に励んでおられたということが推測できます。

しかしお手紙は、そのように歩んでいった聖人が「後世の事のり申させ給いける」と続きます。国語辞典などによれば「後世」は「死後の世界、あの世のこと」と書かれています。親鸞聖人がそういったことを願っていたとは考えにくい。端的に申し上げれば、ここで言われる「後世をいのる」とは「明日が見えない」ということでしょう。

修行して煩惱を断ち切り智慧を得たならば、人間同士が傷つけ合うことを超えられる。これが比叡山で説かれてきた仏教です。しかし、このまま比叡山に留まり続けて修行しても、煩惱を断ち切るということが自分の上に完成するとは思えない。

これを別の言葉で言えば、「仏教全てを理解してから」「修行をやり遂げてから」と条件が整うのを待っていたのでは、仏教の救いがいつ成就するのか分からないということでしょう。一方で、「そのうちに」では、いのちは待ってはくれないのです。

『教行信証』を見てまいりますと、聖人は龍樹菩薩や天親菩薩の教えを通して、「速疾」「速やかに」という仏道を示しておられます。これは比叡山での修行を通して向き合われた、今ここにおいて助かる「現生の救い」という課題に込めていく道だと言えます。

さて、このように親鸞聖人は「今ここにおいて」という課題を抱えながらも、一方で、山を下りればその課題が解決するという確証などは、決して持つてはおられなかったと思います。もし、法然上人のところに行けば出口が見つかるということであるならば、一足飛びに行かれるはずですが。しかし、聖人はまず六角堂に籠られる。

未来は現在に方向を与えるという意味で、大きなはたらきを持っていきます。その未来に立つことよって、今やるべきことが決定する。しかし、その未来に確証が持てず「後世をいのる」ことしかできない状況であったのが、二十九歳の親鸞聖人なのです。そういう意味で、聖人は六角堂で聖徳太子に尋ねずにはおられなかったのだと言えましょう。

一乗を問うもの

親鸞聖人が在家信者である聖徳太子に尋ねたところには、もう一つの大きな課題が見られます。仏教の言葉を使うならば「一乗」であり、つまり「誰もが平等に成仏することができる」という教えです。

親鸞聖人が比叡山で仏門に入ることができたのは、貴族の家柄に生まれたことが大きく関係していますし、決定的なのは聖人が男性であったという点です。源信僧都在世時に比叡山で行われていた「二十五三昧会」には女性の信者も参加していた可能性や、最初から女人禁制ではなかったということも指摘されていますが、比叡山の組織化が進んだ、親鸞聖人が生きた時代においては、完全に男性の出家者が中心でありました。仏教は男性だけの、そして出家者だけのものなのか。聖徳太子に尋ねていかれた大きな理由は、ここにあると思います。

聖徳太子が著したとされる『三経義疏』は、太子より後の時代に成立したものであることが現在では定説になっていますが、少なくとも聖人は、太子のお仕事としていただいております。その中で注釈されている三つの経典とは、一乗の仏教を説く『法華経』、在家信者である維摩詰が様々な場所に生きてはたらく仏教を確認する『維摩経』、そしてコーサラ国の王女である勝鬘夫人が、誰もが成仏する可能性を持つという如来蔵を説かれる『勝鬘経』です。この三つを並べるとなる

ほどと思いますが、膨大な経典の中からしかもインドから中国に伝わる時には成立順序や思想系統などもバラバラであった中でこの三つを選び、そして注釈書を作るとするのは本当に大きな意味があることでしょう。

天台宗を開かれた天台大師智顛は『法華経』の教えのところに究極があると見

定められ、親鸞聖人も比叡山において「法華一乗」ということを大切に学んでこられた。しかし、比叡山には在家の者も女性もいない。一方で、食べるものも住む場所も心配せず、仕事として仏教を学んでいる僧侶たちが専門家のように仏教を占有している。そういった比叡山の在り方、そして『法華経』で説かれる一乗が本当に誰の上にも成り立つのか、ということを問うてくださったのが聖徳太子なのだと思えます。

親鸞聖人は『教行信証』などで、天台宗の教義である「法華一乗」という言葉を用いず、「本願一乗」あるいは「誓願一乗」という言い方をされています。つまり聖人は、本当の一乗は阿彌陀の本願によってしか成り立たないということを掲げられるのです。本当の平等というのは、決して機を選ばない。その人の状態、性別、生まれた家柄、あるいは今までどれだけ仏教を学んできたかという経歴も問いません。これが平等、一乗という課題でしょう。

願浄土 眞実 教行証文類

前に申し上げた「速疾」にも関わりますが、そのうちに救われるということであれば、聞法の年数や念仏を申した回数などを積み上げることにより、仏教がリンク付けされてしまいます。誰の上にも成り立つ法をお釈迦様はお説きくださったはずなのに、結局は人間の能力や経歴によって差がつくことになってしまふ。こ

れは本当（眞実）ではないということでしょう。

時に、古代インドのような出家者を中心とする仏教を本来のものとと言われる方もいらつしやいますが、親鸞聖人が尋ねていかれた眞実からすれば、それは話が逆でありましょう。確かにお釈迦様は出家という形をお取りになり、そこから教えは広まった。しかし、出家者でなければ教えがいただけないとおっしゃいません。それがいつの間にか、出家中心ということになってしまった。

親鸞聖人は、様々な地域や多くの時間を経るとともに、出家在家を問わない根本の仏教が、この日本において浄土の教えとして明らかになったと受け取られたのだと思います。このことは「出世本懐」という言い方で語られますが、聖人はお釈迦様が一番説きたかった教えは、実は阿彌陀の浄土の教えであるとまでおっしゃるのです。

以上のように、私は六角堂を経由して法然上人のもとに行くというところに、親鸞聖人の大きな転機を見ます。決して通り過ぎてはいないのです。そこに親鸞聖人が後に『教行信証』を著していく根本があると思えます。

ですから、『教行信証』の正式名称、『願浄土眞実教行証文類』に掲げられる「眞実」の中身には「平等」「速疾」ということが同時に込められているのだと考えます。

現代社会と真宗教化 報告

第11回 自死者追悼法要

「いのちの日 いのちの時間」厳修

主催：超宗派僧侶有志「いのちに向き合う宗教者の会」
後援：名古屋教区教化センター 協力：名古屋別院

さる12月4日、大切な人を自死で失った方々が参集し、自死者追悼法要「いのちの日 いのちの時間」が厳修された。

薄暮の夕刻4時30分、名古屋別院対面所において各宗派の特色を活かした法要が始まると、参加者は静かに故人を憶念し、会場に響く僧侶の読経に交じって時折すすり泣く声が漏れ聞こえた。その後、背負いきれない重荷を抱えたご遺族同士が胸の内を語り、聞きあい、わかちあった。

大切な人との死別は、いつどのような形で起こるか分からない。思いがけず幼い我が子を失うということも時として起こる。法要に集ったご遺族も故人との関係は多様である。親を亡くした人、兄弟を亡くした人、子どもを亡くした人、友人や恋人を亡くした人など、故人との関係の違いによって胸に抱える思いや苦しみは千差万別である。そしてそれを一番近くでわかりあいたい家族であっても、関係性の近さゆえに逆に触れられない障害ともなりうる。

法要を終えて、参加者からは「ぜひ来年以降も継続してほしい」



故人へ宛てた手紙のお焚きあげをご遺族たちは静かに見つめた

「普段は誰にも言えない思いを打ち明けられた」「同じ境遇の方と話ができて安心した」「またしばらく生きていくことができます」などの声が聞かれた。

年々増え続ける参加者は今回、60名を数えた。しかし、こういった法要や会にご縁のない方、社会に出る勇気が持てない方など、孤独の内に苦悩している方々がまだまだ数多くおられる。そのような方々と共に、私自身も安心して悩むことのできる場を存続したいと願うと同時に、日常生活の中で忘れがちな「いつかやってくるその時」を真摯に考える大切な日・時間となっている。

（研究員 おおこうち しんじ 大河内 真慈）

INFORMATION

教化センター日報

■2019年9月～11月

9月1日～4日 名古屋別院「晨朝法話」(第13期研究生 有志)
9日 研修業務「聖典研修」②(一楽真氏)
10日 研究業務「平和展」学習会
17日 研究業務「自死遺族わかちあいの会」会議 後援
10月3日 研究業務「自死遺族わかちあいの会」後援

9日 研究業務「平和展」学習会
15日 研修業務「第13期研究生 課題学習」②
28日 研修業務「聖典研修」③(一楽真氏)
11月6日 研修業務「第13期研究生 聖典講読」④
14日 研究業務「自死遺族わかちあいの会」後援
15日 研究業務「平和展」学習会
25日 研究業務「自死者追悼法要 事前学習会」後援
27日 研究業務「平和展」学習会
29日 名古屋別院「報恩講事前研修会」出席

事務休暇・図書整理について

事務休暇

・2019年12月28日(土)～2020年1月7日(火)

図書整理

・実施期間：2020年1月27日(月)～2月7日(金)

※上記期間中は**書籍、視聴覚教材の貸出を停止**させていただきます。(館内閲覧は可)

※借り受け中の書籍、視聴覚教材は**1月24日(金)までに**ご返却をお願いいたします。

第31回平和展「大谷派の朝鮮開教」

【日 時】2020年3月17日(火)～23日(月) 午前10時～午後6時

※初日は午前11時から／最終日は正午まで

※3月14日(土)、特別学習会を開催予定

【会 場】名古屋教務所 1階 議事堂

【入場料】無 料

主催：名古屋教区教化センター 協力：名古屋教区教化委員会、名古屋別院

名古屋別院 春のお彼岸への参拝とともに、是非お立ち寄りください

《雑感》

今回、4・5面のカルト問題学習会の掲載に関わりました。ある時、業務中に学習会のテープ起こしをしていると、仏事相談の電話がありました。その方は涙ながらに「仏前にお参りするときには頭が空っぽの念仏はだめ、とある本に書かれていた」と訴え、私は「私も空っぽです。空っぽになれることがありがたいですね」と返しました。あつという間に1時間以上が経ち、初めは涙を流していた相談者の声もだんだん明るくなり、最後は「また行き詰った時は電話します」と語り、電話を終えました。

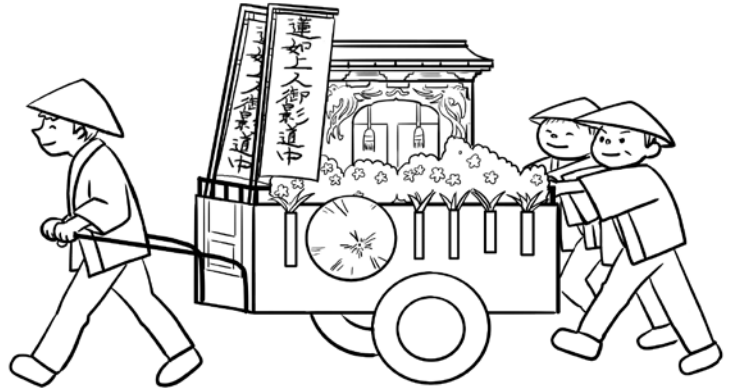
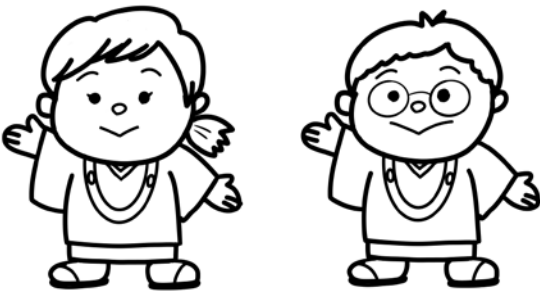
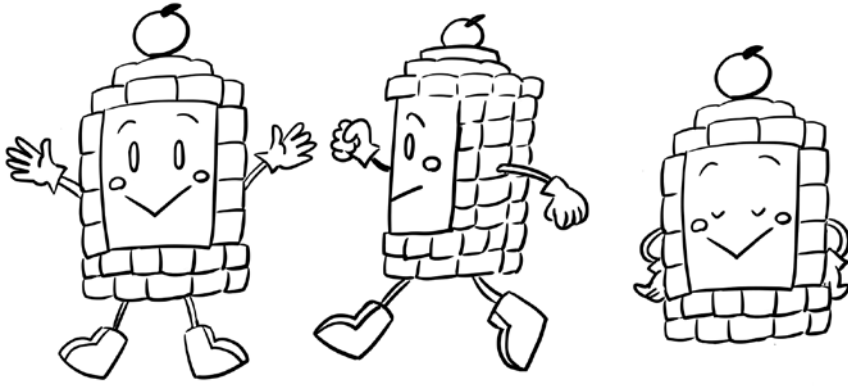
その時私は、人は相談したい時に信頼して相談できる人がいることが生きる支えになると感じました。私が行き詰った時、相談できる人がいるようで、いないような…南無阿弥陀仏。(H²)

■教化センター

〈開 館〉月～金曜日 10:00～21:00
(土曜日・日曜日・祝日休館 ※臨時休館あり)
〈貸し出し〉書籍・2週間、視聴覚・1週間
～お気軽にご来館ください～

イラストカット集

寺報やチラシなどにお使いください。



- データを希望される場合はお問い合わせください。
- 差支えなければ、イラストを使用された場合、教化センターまでお知らせいただくとともに、イラストを使用した印刷物などもお寄せください。

※用途にあわせて、切り貼りなどしてご使用いただけます。
※あくまでもイメージです。ご了承の上お使いください。